

# 山口県報

平成29年  
2月24日  
(金曜日)

## 目次

- 規則  
建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）……………
- 告示  
小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間（水産振興課）……………
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意（水産振興課）……………
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意（水産振興課）……………
- 通損害保険に付すべき義務の消滅（水産振興課）……………
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）……………
- 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正（物品管理課）……………
- 公告  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（二件）（商政課）……………
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………
- 公安委公告  
一般競争入札の実施……………



建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第二号

#### 建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十号）の一部を次のように改正する。  
第二十七条第一項の表中「第六十条の三第一項ただし書」を「第六十条の三第一項第三号若しくは第二項ただし書」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。



#### 山口県告示第四十九号

山口県漁業調整規則（昭和四十二年山口県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成二十九年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 対象船舶
  - (一) 瀬戸内海（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百十条第二項に規定する瀬戸内海をいう。）を操業区域とする船舶
  - (二) 山口県漁業調整規則第四十九条の表小型機船底びき網漁業の項二に掲げる海域を操業区域とする船舶（漁業法第六十六条第二項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第六号）第一条第一項第二号に規定する手練第二種漁業に使用する船舶に限る。）
- 二 申請期間  
平成二十九年三月一日から同月十五日まで

#### 山口県告示第五十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めた。



平成二十九年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ゆめタウン徳山  
所在地 周南市青山町一六三六の二二
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(四六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十八年十月十一日山口県公告（四一五）に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年二月二十四日から同年三月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 フジグラン岩国  
所在地 岩国市麻里布町二丁目七二の五
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(四七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十九年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
下松市生野屋西一丁目並びに大字生野屋字亀崎及び字下垣内
- 二 開発許可を受けた者

下松市



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十九年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

自動車保管場所証明ワンストップサービスシステム機器 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成三十年一月一日から平成三十四年十二月三十一日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部交通部交通規制課ほか十七箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十七年山口県告示第二百二十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す

る物品等の種類等に関する告示（平成二十九年山口県告示第三十四号）に基づく資格審査において、電気通信機器について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十九年二月二十四日から同年四月四日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けられないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部交通規制課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部交通部交通規制課

(三) 受領期限

平成二十九年四月三日午後五時（入札書を持参する場合は、平成二十九年四月四日午後一時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(二) 日時

平成二十九年四月四日午後一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十九年三月十七日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通規制課（電話〇八三一九三三〇一〇）に問い合わせるもの。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of equipment for One-stop Service System for the Certificate of Custody Space of Vehicles

(3) Use term: From January 1, 2018 to December 31, 2022

(4) Use place: Traffic Regulation Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters and other 17 places

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Traffic Regulation Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:00 P.M. April 3, 2017 (In case of bringing a tender: 1:00 P.M. April 4, 2017)